

(表1)就労支援事業別事業活動明細書

就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な事業所

事業所名 アグリ. エカロー

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(金額単位:円)

勘定科目		合計	レンタル	草取り・清掃	内職	施設外就労	弁当配達
収益	就労支援事業収益	4,611,316	521,007	234,700	1,534,809	640,800	1,680,000
	就労支援事業活動収益 計	0					
費用	就労支援事業費	4,611,316	521,007	234,700	1,534,809	640,800	1,680,000
	期首製品(商品)棚卸高	19,788,141	422,108	1,174,998	15,051,310	577,485	2,562,240
	当期就労支援事業製造原価	0					
	当期就労支援事業仕入高	19,788,141	422,108	1,174,998	15,051,310	577,485	2,562,240
	合計	0					
	期末製品(商品)棚卸高	19,788,141	422,108	1,174,998	15,051,310	577,485	2,562,240
	差引	0					
	就労支援事業活動費用 計	19,788,141	422,108	1,174,998	15,051,310	577,485	2,562,240
就労支援事業活動増減差額		▲ 15,176,825	98,899	▲ 940,298	▲ 13,516,501	63,315	▲ 882,240

※ 多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略しても可

※ 製品(商品)を仕入れて販売しない(製品等の棚卸管理を行わない)事業所については、期首・期末棚卸高、仕入高への計上は不要

(表4)就労支援事業明細書

就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な事業所

事業所名 アグリ. エカロー

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(金額単位:円)

勘定科目	合計	レンタル	草取り・清掃	内職	施設外就労	弁当配達
I 材料費						
1. 期首材料棚卸高	0					
2. 当期材料仕入高	0					
計	0	0	0	0	0	0
3. 期末材料棚卸高	0					
当期材料費	0	0	0	0	0	0
II 労務費						
1. 利用者賃金	19,274,010	422,108	1,150,650	14,975,579	529,447	2,196,226
2. 利用者工賃	0					
3. 就労支援事業指導員等給与 ※	0					
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入 ※	0					
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用 ※	0					
6. 法定福利費	0					
当期労務費	19,274,010	422,108	1,150,650	14,975,579	529,447	2,196,226
III 外注加工費	0					
(うち内部外注加工費)	0					
当期外注加工費	0	0	0	0	0	0
IV 経費						
1. 福利厚生費	0					
2. 旅費交通費	450				450	
3. 器具什器費	0					
4. 消耗品費	28,700		8,214	19,106	1,380	
5. 印刷製本費	0					
6. 水道光熱費	0					
7. 燃料費	484,104		16,134	55,748	46,208	366,014
8. 修繕費	0					
9. 通信運搬費	0					
10. 受注活動費	0					
11. 会議費	0					
12. 損害保険料	0					
13. 賃貸料	0					
14. 図書・教育費	0					
15. 租税公課	0					
16. 減価償却費	0					
17. 雑費	877			877		
当期経費	514,131	0	24,348	75,731	48,038	366,014
当期就労支援総事業費	19,788,141	422,108	1,174,998	15,051,310	577,485	2,562,240
期首仕掛品棚卸高	0					
合計	19,788,141	422,108	1,174,998	15,051,310	577,485	2,562,240
期末仕掛品棚卸高	0					
就労支援事業費	19,788,141	422,108	1,174,998	15,051,310	577,485	2,562,240

※ 「就労支援事業指導員等」は、指定基準を超えて専ら就労支援事業に従事するものとして雇用している従業員で、公費(訓練等給付費)で評価されている職員は、「福祉事業会計」で処理する。

※ 必要に応じて、勘定科目を追加のこと